

マルチ商法のトラブル！

Q 友人から「必ず儲かるから一緒にやろう」の言葉に惑わされ、大量の化粧品セットをクレジットで購入し販売組織に加入した。商品が売れば手数料が入り、友人を紹介すると紹介料も入るので簡単にもうかると言われたが、商品はうまく売れずに沢山の在庫と20万円の借金が残ってしまった。

(18歳・女性)

A 2022年4月から成年年齢が引き下げになり、18歳から自分の意志で様々な契約ができるようになりました。社会経験の少ない若者をターゲットにクレジット契約をさせてまで勧誘する悪質な業者も少なくありません。契約はその場でせず慎重にして、知人や友人の誘いでも必要のない勧誘ははっきり断りましょう。仮に友人を入会させることができても、自分と同じ思いをさせてしまうおそれがあることを理解しましょう。契約してしまった場合でも、クーリングオフや中途解約が可能な場合もありますので、お早目にご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）